

みやざき魅力発信プロジェクト業務（神楽）委託仕様書

1 業務名

みやざき魅力発信プロジェクト業務（神楽）

2 委託期間

契約日から令和8年1月31日まで

3 業務目的

3つの日本一挑戦プロジェクトのベースにある本県の強みや魅力を紹介する動画を制作し、SNS広告等を活用して効果的に情報を発信すること（以下「デジタルプロモーション」という。）により、本県の認知度・好感度を向上させ、新たな関係・交流人口の獲得につなげる。

4 委託業務の概要

（1）県公式 Google 広告用 MCC（クライアントセンター）の運用

デジタルプロモーション実施時に使用する Google 広告用 MCC を運用し、県が指定する広告媒体アカウント等との連携や、宮崎県ホームページ等の県関連サイトへの訪問者に対するリターゲティングの設定等、デジタルプロモーションの効果的かつ円滑な実施に必要な処理・助言を行う。

（2）デジタルプロモーションの実施

①動画広告の制作及びターゲティング等の提案

以下 i ～iv に沿って動画広告の制作及びターゲティング等の提案を行う。なお、動画は完パケ前に県の承認を得ることとし、電子データにより県に納品する。

i) 広告の目的・内容

- ・本県の「神楽」の認知度向上や、文化的・歴史的価値等の魅力発信を主目的とし、併せて観光誘客につなげることを目指している。
- ・現在、全国の国指定神楽保存団体（全国神楽継承・振興協議会）や各県知事（神楽継承・振興知事連合）が中心となって、神楽のユネスコ世界無形文化遺産登録を目指した取組を進めていることから、併せてこの取組の認知度向上や機運醸成を図るものとする。
- ・神楽の動画・写真等を素材として使用する場合は、国の無形文化遺産登録の指定を受けている本県の4神楽（米良の神楽、高原の神舞、椎葉神楽、高千穂の夜神楽）から選定する。
- ・神楽は全国各地で独自に発展してきた文化であることから、神楽が本県独自のものである、又は本県の神楽が他よりも優れているなどと誤認させないよう留意する。
- ・動画広告の尺は30秒～60秒程度とする。

ii) ターゲット設定

関東エリアの18歳以上の男女のうち、神楽や神話など本広告との親和性が高い

者を選定し提案する。

iii) 配信媒体及び数量

SNS等のインターネットを利用した媒体からターゲットに対する配信効果測定を効果的・効率的に実施できる媒体を選定し、相当数の視聴を獲得する。

iv) ランディングページ

https://www.kanko-miyazaki.jp/shinwanofurusato/miyazaki_kagura

②広告の出稿及び運用

- ・「①動画広告の制作及びターゲティング等の提案」の提案内容に基づき動画広告を出稿し、出稿した広告媒体へ広告費を支払う。
- ・広告出稿中は出稿した広告の閲覧・行動情報をモニタリングし、リーチ数やクリック率などの運用状況に応じて適宜ターゲティング変更などの改善策を県に提案するとともに、変更や再出稿等の作業を行う。なお、県から改善に向けた指示等があった場合も同様に対応を行う。
- ・広告に使用する各媒体のアカウントは、原則として県が保有するアカウントを使用する。なお、県が保有するアカウントがない場合は、受託者が作成する。

③効果測定レポート

各広告出稿期間終了後は閲覧情報を集計し、その結果とともに今後の改善点や評価を盛り込んだレポートを県に提出する。

5 業務成果の報告及び納品等

「4 委託業務の概要」の記載に基づいて納品等を行うとともに、全業務完了後は、業務の成果に関する報告書を取りまとめの上、令和8年1月31日までに提出すること。

6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により受託事業者が制作した動画等の広告素材の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に随時使用、複製するほか、全部又は一部を他の動画等の素材として使用できるものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託事業者等が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認し、遵守すること。

7 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者（以下「責任者」という。）を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 責任者は、県と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図るとともに、受託事業者の業務遂行管理を行うこと。
- (3) 受託事業者は、責任者を変更する際には、県の承認を受けること。
- (4) 契約金額には、委託業務に係る必要な経費の一切を含むものとするが、やむを得ず県

の負担が想定される場合には、その役割分担を企画提案時に明示すること。

- (5) 業務内容の詳細については、企画提案協議により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (6) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (7) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。